

**令和7年度
スポーツ産業の成長促進事業
「スポーツホスピタリティ推進事業」
仕 様 書**

**令和7年3月18日
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付**

1. 委託事業名

令和7年度 スポーツ産業の成長促進事業「スポーツホスピタリティ推進事業」

2. 事業の目的

スポーツホスピタリティ※は、スポーツを通じた様々な関係性構築のためのハブとしての役割を持ち、ベニユー内におけるスポーツ観戦の質の向上にとどまらず、スポーツ観戦の用途拡大やまちづくり、地域活性化にも貢献するものである。

新たな観戦スタイルや特別な体験等を通じ、スポーツ観戦客に対して高い付加価値を提供する「スポーツホスピタリティ」は、単にスポーツチームの新たな収入源となり得るだけでなく、周辺産業への経済効果の波及・地域活性化などの社会的価値の向上が期待されるが、国内の実施事例は未だ十分とは良いがたい現状であり、その課題としてスポーツコンテンツホルダーの「情報不足・経験不足」などが挙げられる。

上記を踏まえ、本事業では、我が国に適したスポーツホスピタリティの在り方を検討するとともに、サービスの普及に向けた取組を推進し、我が国におけるスポーツの成長産業化を目指す。

※スポーツホスピタリティとは、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日）において、「「する・みる・ささえる」スポーツを行う人々が、そこに「あつまる」ことで、これまで以上に「より良く楽しむ」ことを可能とする取組・行為全般を示す」概念とされている。また、令和5年度スポーツ庁委託事業においては、広義では、「スポーツコンテンツホルダーの持つアセットと、その他のサービスを適切な組み合わせで掛け合わせることで、新たな付加価値を生み出し、スポーツコンテンツの価値を最大化するサービス」とし、狭義では、「スポーツ自体の観戦価値に加えて、附帯サービスの提供を通じて付加価値を創出しているもの」、「ベニユー内（仮設・代替施設も含む）のファシリティを活用し、且つ、現地リアルタイム観戦が絡むサービス」と整理している。

3. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和8年3月31日（火）

4. 成果物

（1） 報告書

本事業の成果を取りまとめた報告書及びその概要版（A4版）を電子データで納品すること。

（2） 事業関連ドキュメント

本事業において作成した研修会資料や、調査結果、その他関連して作成・取得した資料一式のドキュメントデータ（Microsoft word、同 Excel、同 PowerPoint で読み取り可能な形式又は PDF 形式）を提出すること。

5. 納入期限

令和8年3月31日（火）

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

7. 委託事業の内容

我が国におけるスポーツホスピタリティの推進に向け、以下のとおり普及事業及び調査事業を実施するとともに、事業推進に必要な業務を実施する。

（１）普及事業

① ガイドブック活用研修会の開催

令和6年度委託事業の成果物となる「スポーツホスピタリティガイドブック」の活用促進や実践的取組の普及に向け、国内プロスポーツリーグ・クラブ（以下、団体等とする。）におけるスポーツホスピタリティ担当者等を対象としたガイドブック活用研修会を開催する。なお、ガイドブックの構成案については、別添資料を参考にすること。

研修会の内容については、開催に向け、ガイドブックを基とした研修資料の作成に取り組み、以下のことを参考に開催する。

- ・スポーツホスピタリティのモデルとなるスタジアム・アリーナのファンクシヨナルーム等において対面形式で開催し、ロールプレイング等を実施。
- ・スポーツホスピタリティを主軸とした施設見学。
- ・担当者間のネットワーキングも合わせて実施し、好事例の横展開及び競技横断的な情報共有の機会を形成する。

なお、開催場所や開催回数（2回以上を想定）については、スポーツ庁と相談の上で決定する。

加えて、スポーツ庁ホームページやSNS等での本事業の対外的な周知に向けた広報業務にも取り組むこととする。

② 好事例の創出に向けた伴走支援の実施

好事例となるスポーツホスピタリティサービスの創出に向け、次の例のような横展開に資するテーマを設定し、専門家を交えたサービス内容の助言等による伴走支援をスポーツ庁と協議の上で実施する。

（例1）スポーツホスピタリティの実施環境が整備されていないスタジアム・アリーナを使用するクラブにおけるサービスの提供事例

（例2）地元の観光資源や文化イベント等と掛け合わせたパッケージ化により、スポーツイベントを契機とした集客や地域活性化に繋がる事例

また、支援先については、1テーマ当たり2件までとし、公平性の観点から公募形式により広く募集を行い、第三者機関による審査を経て決定することとする。

なお、本事業の対象経費は、サービス創出に向けた検討段階において必要となる費用とし、計上可否については、事前にスポーツ庁と協議することとする。

本事業の成果は、事例集として成果報告書にまとめる。

③ 相談窓口の設置

団体等におけるスポーツホスピタリティ事業担当者向けの新規サービスの立案やブラッシュアップ改善を行うための相談窓口を開設し、参考事例や専門家の紹介といった情報提供等の対応を行う。

寄せられた相談内容や結果については、定期的にスポーツ庁へ報告することとし、共通化が図れる内容に関しては、公表することを想定し、取りまとめを実施する。

(2) 調査事業

① 恒常的なスポーツホスピタリティの取組に関する実態調査

スポーツホスピタリティの推進を図る上で、国内の現状について把握するため、団体等における恒常的なスポーツホスピタリティサービスの有無やサービス内容に関するアンケート調査を実施する。

アンケートの調査項目及び対象とする団体等については、スポーツ庁と協議の上で決定することとする。

調査結果はMicrosoft Excel 形式で集計し、国内の傾向を分析の上、更なる取組促進に向けた課題を抽出する。

② スポーツ観戦を伴うイベント以外でのスポーツホスピタリティベニユーの多目的活用における好事例等の調査

スポーツ観戦を伴うイベント以外の場面(MICE、地域行事、施設ツアー、体験型プログラム等)におけるスポーツホスピタリティベニユーの活用方法及び、その際のスポーツコンテンツを活用した付加価値のもたらし方について、国内外の先進的な事例を収集し、類型化を行う。

なお、調査にあたっては、広義のスポーツホスピタリティに関する整理についても再度検討することとする。

(3) その他

本事業を推進するために必要と認められる活動を実施する。

(4) 事業成果報告書の作成

上記(1)～(3)等、本事業において実施した活動の結果や調査結果をまとめるとともに、我が国において更なるスポーツホスピタリティの推進を図るため、有効と考えられる方策を分析・検討した報告書とその概要版をスポーツ庁へ提出する。

8. 契約件数及び事業規模

(1) 契約件数：1件

(2) 事業規模：30,000千円を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。[事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]
- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。【事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。】

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 国の委託事業の実施経験があること。[類似事業の実績内容により加点する。]

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・団体等へのネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加

点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）

○スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする。）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期

間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検 査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものと

する。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

14. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

本書の構成	
はじめに	
【第 1 章】スポーツホスピタリティの現状と課題 ・第 1 節 スポーツホスピタリティとは ・第 2 節 スポーツホスピタリティの現状と課題	本書の導入部分として、スポーツホスピタリティ普及の背景や将来的なポテンシャル及び、国内における現状や課題について説明します。
【第 2 章】スポーツホスピタリティの定義と全体像 ・第 1 節 本書におけるスポーツホスピタリティの定義 ・第 2 節 スポーツホスピタリティの全体像 ・第 3 節 スポーツホスピタリティの提供サービス事例 ・第 4 節 関連用語の説明	スポーツホスピタリティの定義やサービスの全体像について、事例を交えながら説明します。
【第 3 章】スポーツホスピタリティの実践 ・第 1 節 実践にあたって ・第 2 節 プラニングフェーズ ・第 3 節 セールスフェーズ ・第 4 節 オペレーションフェーズ ・第 5 節 レビューフェーズ ・第 6 節 スポーツホスピタリティサービスの実施環境が十分でない場合	本ガイドブックの本編となる部分です。スポーツホスピタリティの実践における 4 つのフェーズについて、実施方法や検討すべき事項等を実践的に説明します。 また、サービスを実施するハード環境が十分な場合の対応策についても触れていきます。
【第 4 章】スポーツホスピタリティ ベニュー事例	第 1 章～第 3 章でも登場した国内外のスタジアム・アリーナにおける、特徴的な空間・設備等について事例を紹介します。
おわりに	